

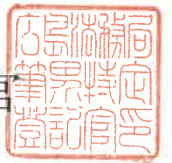


筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記規則第 245 条第 5 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同項の規定により準用する不動産登記規則第 217 条第 4 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 20 日

広島法務局筆界特定登記官



記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 20 号

対象土地 福山市南蔵王四丁目 217 番地
福山市南蔵王四丁目 206 番地

2 関係人の氏名又は名称

芝内 眞三

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請の取下げがあった旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。